

2. 主な提携内容について

(1) 海外現地情報の提供

- ・ 両行の国際部門（本部・海外拠点）が保有する現地情報を共有し、現地のビジネス関連制度や商習慣など、お客さまの海外ビジネス展開に資する現地最新事情を提供します。

(2) 海外ネットワークの相互活用

- ・ 両行の海外拠点（駐在員事務所、海外子会社）が保有するネットワークを活用し、販売先や調達先の確保、資金調達のための橋渡しなど、現地でのきめ細かなサポートを実施します。

(3) イベント・セミナーの共同開催

- ・ 海外ビジネスや国際実務に関する勉強会・セミナー等を共同で企画・開催し、お客さまの海外ビジネス展開に役立つ実務情報を提供します。

(4) 人材交流

- ・ 両行の海外拠点（駐在員事務所、海外子会社）が保有するネットワークを活用し、国際業務にかかわるスキル向上を目的とした人材交流も検討します。

3. 今後の当行「海外支援体制」について

当行は、1993年に地方銀行として初めて中国・上海に駐在員事務所を設置したのを皮切りに、2014年にはベトナムに社員を派遣、2015年にはシンガポールおよびタイにも拠点を展開するなど、中国・ASEAN地域におけるお客さまのビジネス展開を支援してまいりました。特に、2018年には地方銀行として初めてベトナム・ハノイに駐在員事務所を設置するなど、地域金融機関の中でも先駆的な取組みを進めてきました。

今回の提携により、当行が海外展開する4つの駐在員事務所と、10ヶ国・14の業務提携金融機関による独自の支援体制に加え、りそな銀行が有する海外ネットワークの活用が可能となり、サポート体制は一層充実します。

なお、当行シンガポール駐在員事務所については、海外拠点体制の見直しに伴い、本年11月に廃止を予定していますが、廃止後は「りそな銀行が有する同地域のネットワークを活用」することで、引き続き現地でのサポート提供が可能となります。

両行のネットワークやノウハウを活かし、より質の高いコンサルティングを通じて、お客さまの海外ビジネスに関するご支援に一層注力してまいります。

以 上

【ご照会先：十六フィナンシャルグループ（広報） TEL 058-266-2511】